令和6年度予防接種事業について

予防接種法により定められている定期予防接種

	種類		対象年齢	標準的な接種年齢	接種方法	
乳幼児の予防接種(医療機関で実施)	ロタウイルス	ロタリックス	出生6週0日後から出生24週0日後まで	2回接種		
		ロタテック	出生6週0日後か ら出生32週0日後 まで		3 回接種	
	BCG		生後 12 月に至るまでの間にある者	生後5月から8月に 達するまでの期間	1回接種	
	B 型肝炎		生後 12 月に至るまでの間にある者	生後2月から9月 に達するまでの期間	2回接種(27日以上の間隔をあける)後、初回接種から 139日以上あけて1回接種	
	インフルエンザ菌b型(ヒブ)		生後2月~5歳未満	生後2月に達した時から生後7月に達するまでの期間に接種開始(初回接種3回・追加接種1回)	3回接種(それぞれ 27〜56 日の間隔をあける)後、7〜13 月の間に1回接種	
	小児用肺炎球菌				3回接種(それぞれ 27 日以上の間隔をあける)した後 60 日以上あけ、生後 12 月以降に1回接種	
	5種混合 (不活化ポリオ・ジフテリア・ 百日咳・破傷風・ヒブ) ※令和6年4月1日~定期接種 化 ※5種混合ワクチンの使用を基 本とするが、当面の間は4種混 合・ヒブワクチンも使用可能。		1期初回:生後2月 から生後90月に至 るまでの間にある者		3回接種	
			1期追加:生後2月 から生後90月に至 るまでの間にある者		1回接種	
	4種混合 (不活化ポリオ・ジフテリア・ 百日咳・破傷風)		1期初回:生後2月 から生後90月に至 るまでの間にある者	生後2月に達した時 から生後12月に達 するまでの期間	3回接種 (それぞれ 20 日から 56 日までの 間隔をあける)	
			1期初回:生後2月 から生後90月に至 るまでの間にある者	1期初回接種(3回)終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間	1期初回(3回目)接種後12月から18月の間に1回接種	
	2種混合2期 (ジフテリア・破傷風)		11 歳以上 13 歳未 満の者	11 歳に達した時か ら 12 歳に達するま での期間	1回接種	
	麻しん風しん1期		生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間に ある者		1回接種	
	麻しん風しん2期		就学前1年間(年長児) H30.4.2~H31.4.1 生		1回接種	
	水痘(水ぼうそう)		生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		1回目接種後6月後に1回接種	
	日本脳炎1期		1期初回:生後6月 から生後90月に至 るまでの間にある者	3歳に達した時から 4歳に達するまでの 期間	6日~28日までの間隔で2回接種	
			1 期追加:生後6月 から生後90月に至 るまでの間にある者	4 歳に達した時から 5歳に達するまでの 期間	1期初回(2回目)終了後概ね1年後に1回接種	
	日本脳炎2期		9歳~13歳未満	9 歳に達した時から 10 歳に達するまで の期間	1回接種	
	日本脳炎 特例		H19.4.1 以前の生まれで、1期2期の終了 していない者(※20歳未満に限る)		接種していない回数	
	子宮頸がん		小学校6年生から高校1年生相当まで		3回接種	
			H9.4.2~H20.4.1 生まれの方でワクチン未 接種の方		未接種回数分を接種	

		対象	接種期間	負担金		
	高齢者イン フルエンザ 予防接種	①接種時に65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器、 ヒト免疫不全ウイルスによる機能のいずれかに障 害(身体障害者1級)を有する方	令和6年10月1日~令 和7年1月末 ※愛知県広域予防接種 は10月15日から開始	1,100 円 (1 回のみ)		
高齢者の予防接種	高齢者肺炎 球菌 予防接種	今までに肺炎球菌予防接種を受けたことがない次のいずれかに該当する方・65歳の方・60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる機能のいずれかに障害(身体障害者1級)を有する方	66 歳の誕生日を迎える 前日まで	2,500 円 (1 回のみ)		
	場所	・町指定医療機関・長久手市・日進市・豊明市の協力医療機関・愛知県広域予防接種実施医療機関				
	手続き	町指定医療機関、長久手市・日進市・豊明市の協力医療機関にて接種される方は、健康推課での手続きはありません。医療機関に予約の上、お出かけください。愛知県広域予防接種実施医療機関にて接種される方は健康保険課での事前申請が必要です。(申請されずに接種すると全額自己負担となります。) 生活保護世帯の方は、健康保険課に事前申請することにより無料で接種できます。				

[※]新型コロナウイルス予防接種は、上記の高齢者インフルエンザ予防接種の対象と同じ対象に対し、秋冬頃に 1 回接種(負担金あり)となる方針が厚生労働省より示されています。詳しくは広報とうごうでご案内予定です。

男性の風しん抗体検査及び予防接種

対象	昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生の男性のうち、過去に風しん抗体検査や予防接種履歴がない方			
期間	令和7年2月末まで			
負担金	無料			
手続き	対象の方には令和6年4月にクーポン券を送付します。 クーポン券を持参の上、抗体検査を受け、抗体価が基準以下の場合はその証明を持って予防接種を受けてください。 クーポン券の再発行手続きは、健康保険課もしくは町ホームページから電子申請にて可能です			

女性の風しん予防接種

対象	1. 県が実施している風しん抗体検査助成事業の抗体検査を受け、抗体が十分でないと確認できた方 2. 過去に自己負担にて風しん抗体検査(風しん抗体検査事業の抗体検査以外)を受け、抗体が十分でないと確認できた人のうち、次の①~③をすべて満たす人①妊娠を希望している女性②過去に風しんワクチン(麻しん風しん混合ワクチンを含む)の接種歴がない人③過去に風しん既往歴がない人	
助成回数	回数 1人につき1回	
手続き	予防接種の領収書、印鑑、銀行口座の分かるもの、検査結果通知書(自費などで受けた人は検査結果の分かるもの)を持参の上、健康推進課で申請してください。(償還払い)	
注意事項	免疫が出来るまで、ワクチン接種後2か月間の避妊が必要です。予防接種法に定められていない予防接種となります。 万一、ワクチン接種により重篤な副反応が出た場合は、東郷町が加入している保険により 救済措置があります。	

15歳・18歳を対象としたインフルエンザ予防接種助成

15 歳・18 歳を刈家としに1 フフルエフリ予防接性助成				
対象	15歳(中学3年生相当)、18歳(高校3年生相当) 平成18年4月2日~19年4月1日生まれ および 平成21年4月2日~22年4月1日生まれ			
助成回数	1 人につき 1 回			
手続き	健康保険証、子ども医療費受給者証、健康保険組合の発行する接種費用助成券(お持ちの 方のみ)を持参の上、町指定医療機関で接種。			